

小型特殊自動車は



軽自動車税の対象です

ナンバープレート

を取得しましょう



小型特殊自動車は、道路を走らなくてもナンバー登録が必要です

要件①

乗用装置があるもの

乗用装置のないものは大型特殊自動車
として償却資産で申告

※事業用資産の場合

要件②

農耕作業車 … **35km/h 未満**

農耕作業車以外 … **15km/h 以下**

基準を超えるものは大型特殊自動車

として償却資産で申告

※事業用資産の場合

要件③

農耕作業車以外の場合

長さ … **4.7m 以下**

幅 … **1.7m 以下**

高さ … **2.8m 以下**

基準を超えるものは大型特殊自動車

として償却資産で申告

※事業用資産の場合

**35km/h未満の農耕作業車は
すべて小型特殊自動車に区分**

小型特殊自動車の一例

農耕トラクタにけん引される「トレーラ」も軽自動車税の対象となり、ナンバープレートが必要となります。

コンバイン



フォークリフト

芝刈り機

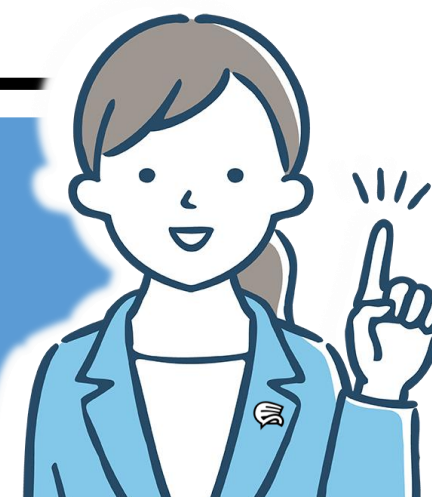


トラクター

小型ショベル



小型特殊自動車を償却資産として申告している場合は、
減少申告していただき、新たに軽自動車税の申告をお願いします。



ナンバー取得は税務出納課窓口で

ナンバー登録に必要なもの

...チェック!...

- 車両の詳細がわかるもの（メーカー名、車台番号 等）
- 代理人の印鑑（本人の場合は不要）
- 代表者の印鑑（法人の場合のみ）
- 販売証明書または譲渡証明書（紛失した場合不要）
- このチラシ

ナンバープレートは
その場でお渡しします!



よくあるご質問



畑や工場など、私有地内でしか使用しない（公道を走らない）のにナンバープレートは必要なのですか？

軽自動車税は、**所有していることに基づいて課税**されますので、公道を走らなくても、所有している場合は申告が必要です。



特殊自動車はどのくらいの税金がかかりますか？

軽自動車税は毎年4月1日が課税基準日になります。
小型特殊自動車は、年額2,400円
大型特殊自動車は、年額5,900円です。



ご不明な点がございましたら
お気軽にご相談ください!!

お問い合わせ

白鷹町税務出納課町民税係

【軽自動車税担当】

☎ 0238-85-6132